

(目的)

第1条 生涯研修センター岩手は、公益社団法人日本社会福祉士会の生涯研修制度の趣旨を受け、一般社団法人岩手県社会福祉士会(以下「本会」という)の研修事業計画に則り、研修事業についての企画実施、調査研究、広報啓発などを行う。それらを通じ、社会福祉士に必要な価値・知識・技術の整合性を担保するとともに、生涯研修体系の構築を目指すことを目的とする。

(名称)

第2条 この事業を、本会「生涯研修センター岩手」(以下「センター」という)と呼ぶ。

(事務所)

第3条 センターの事務所は、本会事務局内に設置する。

(組織)

第4条 センターの運営統括の責任は、本会会長に属する。

(活動)

第5条 センターの活動は、以下のとおりとする。

- (1) 研修の企画実施
- (2) 研修に関する調査研究
- (3) 研修に関する広報啓発・渉外
- (4) 一般社団法人日本社会福祉士会生涯研修センター及び本会理事会との連絡調整
- (5) その他、研修事業に必要と認める業務の実施

(運営委員会)

第6条 運営委員会は、センターの運営管理を行う。

2 委員は19名以内とし、各ブロックからの選出による。

3 運営委員会に次の役員を置き、委員の互選とする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 会計 1名

4 委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(報告)

第7条 運営委員会は、本会理事会に年2回以上、活動内容及び運営状況を報告するものとする。

(その他運営の留意事項)

第8条 この要綱に定めるものの他、この事業の運営に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、2012年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の変更は、本会理事会の議決を経るものとする。
- 3 この要綱は、2015年4月1日から施行する。